

東松山市市営住宅

住まいのしおり

東松山市

埼玉県住宅供給公社

(令和3年4月)

も く じ

第1 市営住宅の管理

1	管理者	・ ・ ・ ・ ・	1
2	入居時の注意点	・ ・ ・ ・ ・	1
3	自治会	・ ・ ・ ・ ・	2
4	家賃の納付	・ ・ ・ ・ ・	2
5	家賃の減免	・ ・ ・ ・ ・	3
6	敷 金	・ ・ ・ ・ ・	3
7	収入申告	・ ・ ・ ・ ・	4
8	明渡し請求	・ ・ ・ ・ ・	4
9	申請・届出の主なもの	・ ・ ・	5
10	退去	・ ・ ・ ・ ・	6
11	住宅の修繕	・ ・ ・ ・ ・	6

第2 住宅の設備

1	住 戸	・ ・ ・ ・ ・	8
(1)	玄 関		
(2)	結露対策等		
(3)	浴 室		
(4)	トイレ		
(5)	ベランダ		
(6)	換気扇		
2	給水設備	・ ・ ・ ・ ・	9
(1)	水 道		
(2)	断 水		
(3)	漏 水		
3	排水設備	・ ・ ・ ・ ・	10
(1)	台所流し		
(2)	水洗トイレ		
4	ガス設備	・ ・ ・ ・ ・	10
5	電気設備	・ ・ ・ ・ ・	10
(1)	安全開閉器		
(2)	コンセント		
(3)	電力増量		
(4)	テレビアンテナの接続		
(5)	電気コンロ・電気温水器		

第3 共同施設

1	階段・廊下	・ ・ ・ ・ ・	12
2	排水施設	・ ・ ・ ・ ・	12
3	自転車置場	・ ・ ・ ・ ・	12
4	集会所	・ ・ ・ ・ ・	12
5	給水設備・浄化槽	・ ・ ・ ・	12
6	ゴミの処理	・ ・ ・ ・ ・	12
7	エレベーター	・ ・ ・ ・ ・	13

第4 防災

1	火 災	・ ・ ・ ・ ・	14
2	地 震	・ ・ ・ ・ ・	14

第5 その他

1	団地生活における注意事項	・	15
---	--------------	---	----

別表①	・ ・ ・	16
-----	-------	----

別表②	・ ・ ・	20
-----	-------	----

第1 市営住宅の管理

1 管理者

市営住宅の管理

市営住宅の管理は、東松山市住宅建築課（以下「住宅建築課」という。）と埼玉県住宅供給公社で行っています。

市営住宅の修繕や入居に関する手続きの対応は埼玉県住宅供給公社が行います。

2 入居時の注意点

(1) 入居時期

入居可能日から10日以内に入居してください。この期間内に入居できない特別の事由（出産、病気等）のある方は、埼玉県住宅供給公社熊谷支所（以下「公社熊谷支所」という。）へ申し出てください。無断で期間内に入居しない場合、あるいは入居を決定した世帯全員が入居しない場合は、入居の決定が取り消されることがあります。

また、入居を完了したときは、入居完了の日から7日以内に、市営住宅入居完了届と入居した市営住宅に住所を異動した住民票（世帯全員のもので、続柄の記載のあるもの）を公社熊谷支所へ提出してください。なお、入居完了届等の提出は、郵送でも差し支えありません。

(2) 引越時の注意

引越して荷物を運ぶときは、建物や附帯施設を破損しないよう注意してください。

また、車等を車道以外の場所に乗り入れると、附帯施設や埋設物を破損する恐れがありますので注意してください。なお、これらのものを破損した場合は、入居者の負担で修復していただくことになります。

(3) 水道・電気・ガスの使用申込み

水道・電気・ガスの使用を開始するときは、それぞれの供給会社等へ必ず連絡し、手続きを済ませてから使用してください。

(4) 住宅の点検

住宅の鍵の引渡し後、必ず住宅内を点検してください。破損箇所や異常・故障があった場合は、直ちに公社熊谷支所へ連絡してください。

なお、住宅は、事前に畳・ふすま・壁等の修繕を行っていますが、以前に入居し

ていた方がいたことを踏まえ、新築住宅のような状態でないことをあらかじめご了承願います。

(5) その他

住所変更・学校の転入・転出等の手続きなども忘れずに行ってください。

表札を設置してください。また、郵便物が届かない場合がありますので、集合郵便箱に名前を掲示してください。

3 自治会

各団地では自治会を組織して次のような活動をしています。これから入居される皆さんは、自治会に入会し活動に協力してください。

(1) 役割と活動

自治会は、市及び公社熊谷支所と入居者の連携を図る役割があるとともに、共同施設や共用設備の維持・管理をするための活動を行っています。

(2) 共益費の負担

共同灯、排水設備、その他の共用設備の電気料使用料や水道使用料等は自治会が支払いを行います。そのため、入居者は自治会に共益費を支払う必要があります。

なお、共益費の額と支払期日は各団地で定められていますので、延滞なく支払ってください。

(3) 防災訓練

火災が発生したときは、普段からの訓練が役立ちます。各自治会で防災訓練を実施する際には、訓練に積極的に参加してください。

4 家賃の納付

(1) 納付方法

家賃は、原則「口座振替」で納付してください。

市営住宅使用料(家賃)納入通知書(口座振替用)により、年度初めの4月に当年4月分から翌年3月分までの1年分の口座振替日程をまとめてお知らせします。

(2) 口座振替の手続き

口座振替は、市指定の金融機関の預金口座である必要があります。

市指定の金融機関へ口座振替依頼書に必要事項を記入して提出してください。

家賃の引き落とし日は、原則毎月末日(12月は25日)です。(その日が土曜日、

日曜日、祝日で金融機関の休業日の場合はその翌日)

(3) 納入期限

家賃の納付期限は、毎月末日です。

(4) 入居した月の家賃

口座振替依頼の手続きが間に合わなかった場合は、公社熊谷支所から納付書が送付されますので銀行・信用金庫・農協など、お近くの市指定の金融機関（郵便局は除く）で納付してください。

(5) 家賃を滞納した場合

家賃を滞納した場合、督促、指導等を行います。

また、3ヶ月以上滞納した場合は住宅の明渡し及び滞納家賃等を請求する訴訟の対象になる場合がありますので、納付期限までに必ず納付してください。

5 家賃の減免

(1) 家賃の減免

市営住宅の家賃は、入居者からの収入申告等に基づいて決定されますが、入居者及び同居者の合計収入が著しく低い場合や入居者又は同居する親族が疾病にかかり長期療養が必要となった場合などに、家賃が減免できる場合があります。

詳しくは、公社熊谷支所へ問合せしてください。

(2) 家賃減免の新規申請・更新

家賃減免の新規申請・更新申請をする場合は、毎月15日までに申請書に必要書類を添付し、提出してください。対象となる場合は翌月の家賃から適用されます。

6 敷 金

市営住宅に入居時に、家賃の3ヶ月分を敷金として納付してください。

市営住宅を退去される時、未納の家賃又は損害賠償金がある場合は、敷金のうちからこれらを控除した額を還付します。

還付金がある場合は、住宅敷金還付請求書を提出していただき、指定の預金口座へ振込み、還付します。

7 収入申告

(1) 収入申告書の提出

- ア. 入居者の方々に毎年7月初めに、収入申告についてお知らせしますので収入申告書に必要書類を添付し、7月末日までに提出してください。
- イ. 収入申告に基づき収入額を認定し、翌年度の家賃額を決定します。
- ウ. 収入申告をしない場合、東松山市市営住宅条例第13条の規定により近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅相当）となりますので、必ず期限までに提出してください。

(2) 収入超過者

- ア. 市営住宅に引き続き3年以上入居している方で、収入基準を超える方は収入超過者となります。
収入超過者は、市営住宅を明渡すよう努めなければなりません。
- イ. 収入超過者の家賃は、収入に応じて段階的に近傍同種の住宅の家賃となります。
なお、収入超過者の認定通知書を受けた方で、その後退職や失業などの理由で収入が減少したときは、公社熊谷支所へ問合せてください。

(3) 高額所得者

- ア. 市営住宅に引き続き5年以上入居している方で、最近2年間引き続き31万3千円を超える収入のある方は、高額所得者とされ市営住宅を明渡していただきます。
- イ. 高額所得者の明渡しまでの家賃は、近傍同種の住宅の家賃となります。
なお、高額所得者で、その後退職や失業などの理由で収入が減少したときは、公社熊谷支所へ問合せてください。

8 明渡し請求

入居者が次のいずれかに該当する場合には、市営住宅の明渡しを請求することになります。

- ア. 不正の行為によって入居したとき。
- イ. 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- ウ. 市営住宅又は共同施設等を故意に損傷したとき。
- エ. 市営住宅を引き続き15日以上使用しない場合で、市営住宅長期不在届の提出をしなかったとき。
- オ. 入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。

- カ. 同居の承認を得ないで同居者を入居させたとき。また、入居の承継の承認を得ないで継続して同居者が入居しつづけているとき。
- キ. 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- ク. 市営住宅又は共同施設の使用について、正常な状態を維持せず、また破損したにもかかわらず修復しなかったとき。
- ケ. 住宅の転貸や入居の権利の譲渡をしたとき。
- コ. 無断で住宅以外の用途に使用したとき。
- サ. 承認を得ないで住宅の模様替え及び増築等をしたとき。

9 申請・届出の主なもの

市営住宅に入居している間は、必要に応じて申請や届出などをしなければなりません。

申請や届出などをする場合は、公社熊谷支所へ提出してください。

(1) 申告

ア. 収入申告書

入居者は、毎年度7月末日までに収入を申告してください。

(2) 申請

ア. 市営住宅同居承認申請書

入居の際に同居した親族以外の者を新たに同居させようとする場合

イ. 市営住宅入居承継申請書

名義人が死亡したり、離婚等により住宅を退去し、同居者が引き続き入居しようとする場合

ウ. 市営住宅家賃〔減免・徴収猶予〕承認申請書

入居者及び同居者の合計収入が著しく低い場合や入居者又は同居する親族が疾病にかかり長期療養が必要となった場合

エ. 市営住宅模様替承認申請書

やむを得ないと認められる場合で、原状回復又は撤去が容易な模様替えをしたい場合

(3) 届出

ア. 市営住宅入居者世帯異動届

出生、同居者の死亡、結婚又は転勤などにより同居者が転出した場合

イ. 市営住宅長期不在届

- 入院・その他の理由により市営住宅を引き続き15日以上使用しない場合
- ウ. 市営住宅明渡届
- 市営住宅を明渡そうとする場合

10 退去

(1) 退去手続き及び家賃

住宅を退去されるときは、事前に公社熊谷支所へ連絡してください。

なお、退去される日の10日前までに「市営住宅明渡届」を提出してください。

月の途中で退去される場合の家賃は、日割り計算となります。

(2) 退去修繕

入居者の故意または過失が原因で汚損及び破損した場合は、入居者負担の修繕になります。

なお、修繕業者は退去者が選定してください。

(3) 設置物の撤去及び清掃

入居者が設置したものはすべて撤去してください。また、荷物を搬出しましたら室内をきれいに清掃してください。

(4) 「鍵」の返還

退去修繕完了検査及び室内の清掃が終わりましたら施錠して、住宅の「鍵」の全部(3本、物置がある住宅は6本)を公社熊谷支所に返還してください。

(5) 電気・ガス・水道料金等の手続き

電気、ガス、水道の使用を中止する手続きをそれぞれの供給会社へ必ずしてください。

郵便局等への手続きもしてください。

11 住宅の修繕

(1) 入居者、自治会の費用負担

住宅の修繕費等は、入居者の方々に負担していただくものと、市の負担で行うものがあります。

本来市が負担すべき修繕であっても、入居者の故意または過失が原因で汚損及び破損したときは入居者の費用負担となりますのでご注意ください。

(詳細については別表①各住戸の費用負担区分 参照)

また、共同施設、共用設備についても、自治会に負担していただくものと市の負担で行うものがあります。

(詳細については別表②共同施設等の費用負担区分 参照)

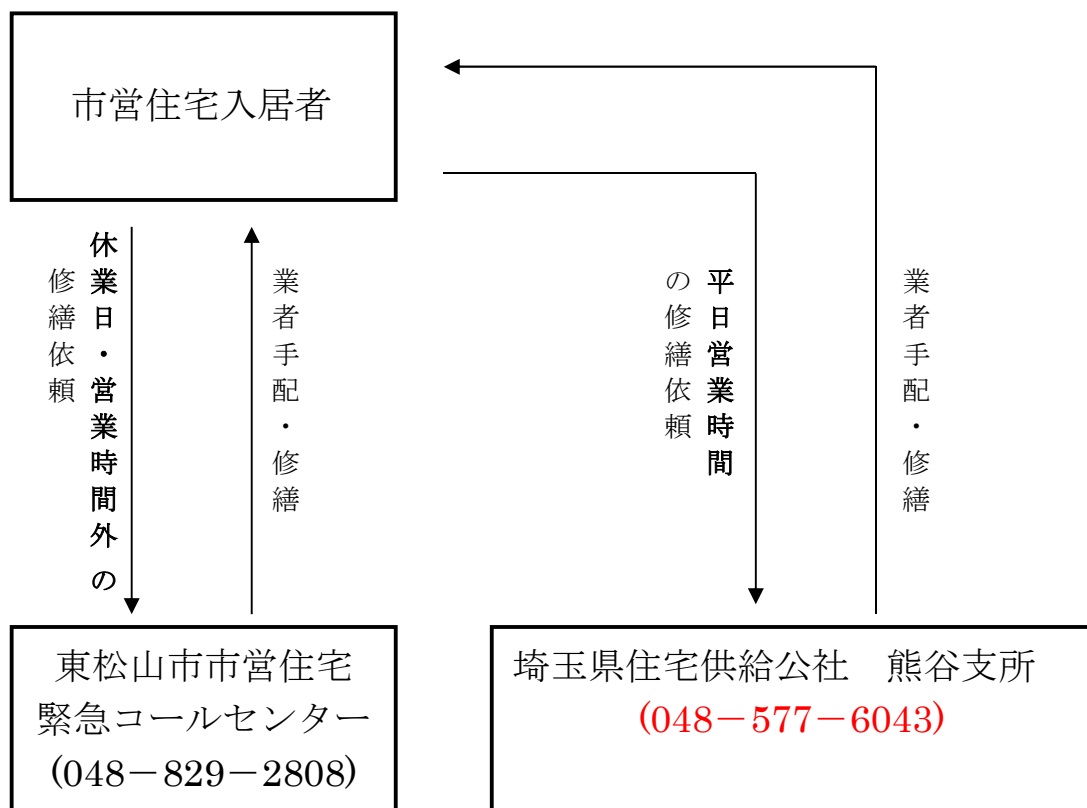
修繕を必要とする場合は、公社熊谷支所へ連絡してください。

なお、使用上特に支障のない軽微な傷、あるいは現状の性能を超えたご要望などは、修繕の対象とはいたしません。

(2) 休業日などの緊急修繕

土曜・日曜・祝日・年末年始などの公社熊谷支所の休業日や営業時間外に発生した緊急修繕（漏水、断水、汚水管の逆流など）は、東松山市市営住宅緊急コールセンター（048-829-2808）に修繕を依頼してください。

なお、修繕内容によっては、入居者の費用負担となりますので、その場合は、直接業者へ修繕費用を支払ってください。また、緊急対応によって修繕を行った場合、通常料金よりも割増しとなった料金が課されることがありますので、予めご承知おきください。



● 緊急修繕の例 …… 漏水、断水、汚水管の逆流など

第2 住宅の設備

1 住 戸

(1) 玄 関

住宅の鍵は3本（物置がある住宅は6本）お貸しします。

なお、お貸しした鍵以外に予備の鍵はありません。鍵を交換する場合は入居者の負担となります。

(2) 結露対策等

鉄筋コンクリート住宅は機密性が高く、湿気がこもりがちとなり、空気中の水蒸気が冷たい壁などに付着することで「カビ」が発生します。

少しでも結露の被害をなくすための対策として、次の事が考えられます。

- ア. 家具類は、壁から（10cm以上）離しておく。
- イ. 換気用小窓・換気ガラリは出来るだけ開けておく。
- ウ. 炊事の際は換気扇を廻す。また、湿気の多い日は換気扇をこまめに廻す。
- エ. 押し入れに寝具を入れるときは、床に「スノコ」を置き、寝具類は周りの壁からできるだけ離して入れる。
- オ. 天気の良い日には寝具類を日干しする。
- カ. カビが発生した場合は、その部分の通風を良くして乾燥させ、ブラシなどで丁寧に取り除く。

(3) 浴 室

風呂釜、浴槽、スノコ等のついていない住宅は、その浴室に適したものを入居者の負担で設置してください。

(4) トイレ

トイレットペーパー以外の紙や綿、布などは絶対に流さないようにしてください。これにより修繕の必要が発生した場合、入居者の負担で修繕することになります。

また、諏訪下住宅、向台住宅は浄化槽で汚水処理をしているため、「流せるシート（掃除などで使用するもの）」を処理できないことがあります。「流せる」と記載のあるものでも、トイレに流さずに捨ててください。

- ア. トイレの床は防水をしてありませんので、水を流さないでください。
- イ. 不溶物を流したことによって修繕の必要が発生した場合、入居者の負担で修繕することになります。

(5) ベランダ

- ア. ベランダは緊急時の避難経路になります。障害となるものを設置したり、荷物を置かないでください。
- イ. 洗濯機の水などを大量に流さないでください。
- ウ. ベランダの手摺りなどは幼児が落ちないように設計されていますが、木箱など幼児にとって踏み台となる物を置くと非常に危険なため、踏み台となるような物を置かないでください。
- エ. ベランダの手摺りの上に植木鉢などを置くと、誤って落とす、強風に飛ばされるなどの原因となり危険なため、物を置かないでください。
- オ. 風の強い日は、物干し竿が飛ばされないようにしてください。
- カ. 高層階の場合は、物干し竿を使用せず、ヒモ類等を使用してください。

(6) 換気扇

換気扇は、定期的に清掃してください。汚れたままですと運転音が大きくなり、故障の原因となります。

2 給水設備

(1) 水道

団地で使用する水は、公営水道の水を一度「受水槽」に受けて高架水槽や加圧ポンプを使用して、各住戸に供給しています。

(2) 断水

断水は、停電・機械の故障・水道工事・または水の使用量が急激に増えた場合に起こります。

水道を使用中に断水した場合、直ちに水栓を締めてください。

もし、締め忘れたまま外出などをすると、通水が始まったとき水が流れたままになり、部屋中が水びたしになるだけでなく、階下にも漏水して大変な被害を及ぼします。

(3) 漏水

水漏れの激しい場合は、メーターボックス内の元栓を閉めてから修理業者に依頼してください。

- ア. メーターボックス内には絶対に荷物などを入れないでください。荷物などが入っていると修理や検針ができず、メーターの故障や水漏れの原因にもなります。
- イ. 長期不在のときは事故発生防止のため、メーターボックス内の元栓を閉めてくだ

さい。

3 排水設備

(1) 台所流し

流しの目皿を外して使いますと、米粒・茶ガラ等が流れ込んで排水管が詰まる原因となりますので、目皿は必ず付けたまま使用してください。

また、古い油等を流しに捨てると排水管に付着して流れが悪くなります。油などは流しに捨てず、新聞紙などにしみ込ませるか薬剤により固まらせて、可燃ゴミと一緒に捨てるようにしてください。

(2) 水洗トイレ

ロータンク方式のトイレは、タンクに水をためておきレバーを操作して放水します。

浮きゴムにゴミ等がつかえると水が止まらなくなります。この場合は、止水栓をしめ、蓋を開けてゴミ等を除去してください。

4 ガス設備

(1) ガスの供給

松本町・若松町住宅のガス供給は、都市ガスとなっています。

入居当初のガス開栓は、ガス会社立会いのうえ行ってください。

ガス会社によって、ガス熱量（カロリー）が異なりますので、お持ちの器具の取扱について十分説明を受けてください。

5 電気設備

(1) 安全開閉器

ブレーカー（安全開閉器）は各戸に設置されています。電気容量以上の同時使用若しくは故障の場合、ブレーカーは自動的に遮断され停電します。その時は、使用電気を下げるか、故障箇所を復旧してから再投入（入れ直し）すれば使用できるようになります。

(2) コンセント

コンセントから分岐コンセントなどによる「たこ足」配線は、火災の原因になり

ますので注意してください。

(3) 電力増量

電気容量を増量する場合は、公社熊谷支所へ連絡してください。市営住宅模様替承認申請書を提出し、承認を得た後にアンペアブレーカーの増量（団地により40アンペアから50アンペアまで）ができます。

(4) テレビアンテナの接続

テレビ用端子は端子とテレビを同軸ケーブルで接続してください。

(5) 電気コンロ・電気温水器（諏訪下住宅・向台住宅）

諏訪下住宅・向台住宅では、都市ガス等の熱源は使用していません。

ア．調理用コンロは、電気コンロです。各自負担により購入してください。

イ．浴室・台所の給湯設備は、深夜電力を熱源とする電気温水器が設置してあります。

電気コンロ・電気温水器の取り扱いについては、取扱説明書等をよく読み、事故のないよう取り扱ってください。

第3 共同施設

1 階段・廊下

階段や廊下は、緊急時の避難路ですので、通行の障害となる私物等を置かないでください。

2 排水施設

排水溝や排水箇所にごみや土がたまると、雨のあと土砂が流れ込んで流れにくくなることがありますので、定期的に共同で清掃するよう心掛けてください。

3 自転車置場

自転車などは、定められた場所に整理して置いてください。置場のスペースには限りがありますので、不用になった自転車などは、適切に処分をしてください。

4 集会所

団地には、集会所が設けてある団地があります。集会所は、入居者全体の共同の場として、各種集会・講習会・その他入居者相互の親睦、福利厚生娯楽及び教養の向上を目的に使用していただく施設です。

5 給水設備・浄化槽

給水設備（加圧ポンプ・受水槽・高架水槽）は飲水のため、また、浄化槽は汚水の処理に必要な施設です。異常に気付いた場合は、公社熊谷支所へ連絡してください。

浄化槽設置の団地：諏訪下住宅・向台住宅

6 ゴミの処理

ゴミの処理は、日時・収集場所・分別方法を守り、正しく処理をしてください。

7 エレベーター

ドアのレール部分に小石等が入ると、ドアが閉まらなくなる等、故障の原因にもなります。また、乱暴に使用すると運転が自動的に停止し、場合によっては長時間狭い室内に閉じ込められることになりかねませんので、十分注意してください。

なお、エレベーター乗り場の警報ベルが鳴りましたら、乗り場に表示してある管理会社まで連絡してください。

エレベーター設置の団地：向台住宅

第4 防 災

1 火 災

隣近所への煙損、消火活動に伴う水損など、近所の方々に多大な迷惑を及ぼすことになります。

また、故意あるいは過失の場合は、現状回復、損害賠償、住宅の明渡しなどの措置を受けることになります。

日頃から防火に気をつけ、ベランダなどの避難路や消火設備などの周辺に物を置かないでください。

多くの住宅は、隣戸とのベランダの仕切り板を破れば隣のベランダに避難できます。

2 地 震

地震のときは、あわてて廊下や階段に飛び出したりするとかえって危険です。

日頃から次のような点に留意してください。

ア. 地震の被害よりも、その後に起こる火災の被害のほうが大きいことがあります。

火の元に十分注意してください。

イ. 地震を感じたら、まず玄関ドアを開けてください。避難口の確保となります。

ウ. 安全な空地に避難することができないようなときは、あわてて逃げ出さず、丈夫な家具や机の下などにいる方が安全です。

エ. 地震のときエレベーターは最寄りの階で止まりますのでその階で降りてください。

地震・火災等の災害時にはエレベーターは使用しないでください。

第5 その他

1 団地生活における注意事項

- ア. ペット（犬、猫、鳥など）を飼うことはできません。また、敷地内での野良猫などへのエサやりもしないでください。
- イ. ドアの開閉や足音、テレビやラジオの音量など、騒音とならないよう注意してください。
- ウ. 緊急車両やゴミ収集車への妨げとなりますので、ゴミ置き場前や、住宅前の通路などに車を駐車しないでください。同様に、路上駐車もしないでください。また、市営住宅に駐車場はありません。自家用車の駐車場は入居者の方々に確保してください。
- エ. 浴室以外の床は防水を施していません。掃除や洗濯などの際に水をこぼすと、階下へ漏水することがありますので注意してください。これにより修繕が発生した場合、入居者の負担で修繕することになります。

別表①各住戸の費用負担区分

対象箇所		内容	市	入居者
建物本体	躯体等	壁・基礎・土台・柱・床スラブ・はり・屋根・階段の修理	○	
	外装	外壁・屋根の塗装及び防水	○	
内装	天井	塗装、クロスの張替え		○
		天井板の修理及び取替え	○	
	内壁	塗装、クロス・タイルの修理及び張替え		○
	畳	畳の表替え及び裏返し		○
		畳床の修理及び取替え	○	
	床	床板（フローリング含む）の修理及び取替え	○	
		塗装、クッションフロア・タイルの修理及び張替え		○
		床下地・根太等の修理	○	
ベランダ等外回り	金物等	ベランダの手すり・窓の手すり・面格子の修理及び取替え	○	
		ベランダの床の修理	○	
建具	玄関・物置扉	扉の取替え	○	
		扉枠の修理及び取替え	○	
		附属品（鍵・ドアノブ・アームストッパー・ドアチェック・蝶番）の調整、修理及び取替え		○
	建具（木製）	木製建具の修理及び取替え	○	
		ふすま・障子の張替え		○
		附属品（引手・戸車・レール・蝶番）の調整、修理及び取替え		○
		ガラスの破損修理及び取替え		○
	建具（金属製）	アルミサッシ戸等金属製建具の修理及び取替え	○	
		小窓締まりの修理及び取替え	○	
		枠の修理及び取替え	○	

対象箇所		内容	市	入居者
建具	建具(金属製)	附属品(引手・クレセント・戸車・レール・蝶番)の調整、修理及び取替え		○
		ガラス・網戸の破損修理及び・取替え		○
棚	棚・下駄箱	棚・戸棚・押入れ・下駄箱の棚の修理		○
		棚・戸棚・押入れ・下駄箱の棚の取替え	○	
		棚・戸棚・下駄箱の扉の修理		○
		棚・戸棚・下駄箱の扉の取替え	○	
設 備	台 所	流し台・ガス台・棚の修理		○
		流し台・ガス台・棚の取替え	○	
		流し台・ガス台・棚の扉・引出の修理		○
		流し台・ガス台・棚の扉・引出の取替え	○	
		流しの排水トラップの修理		○
		流しの排水トラップの取替え	○	
		流しの排水口水切りかご・ふたの修理交換		○
	洗面所・ 洗濯スペース	洗面器本体の修理及び取替え	○	
		洗面器の排水トラップの修理		○
		洗面器の排水トラップの取替え	○	
		洗面器の鎖付きゴム栓の修理及び取替え		○
		洗濯防水パンの修理		○
		洗濯防水パンの取替え	○	
		洗濯防水パンのトラップの修理		○
		洗濯防水パンのトラップの取替え	○	
		タオル掛けの修理及び取替え		○
	浴 室	ふろがま、浴槽の修理及び取替え(ユニットバス除く)		○
		ユニットバスの修理	○	
		排水トラップの修理		○
		排水トラップの取替え	○	
		タオル掛けの修理及び取替え		○
	トイレ	便器・ロータンク本体の修理及び取替え	○	

対象箇所		内容	市	入居者
設備	トイレ	ロータンク付属品（ボールタップ・パッキン等）の修理及び取替え		○
		洗浄管・フラッシュバルブの修理（止め金具含む）		○
		洗浄管・フラッシュバルブの取替え	○	
		ペーパーホルダーの修理及び取替え		○
		便器・汚水管の詰まりの清掃		○
		タオル掛けの修理及び取替え		○
	給水設備	給水栓の修理及び取替え		○
		混合水栓（シャワー含む）の修理		○
		混合水栓（シャワー含む）の取替え	○	
		パッキンの取替え		○
	排水設備	各戸の排水管の修理及び取替え	○	
		各戸の排水管の清掃		○
		雨樋	○	
	電気設備	分電盤の修理及び取替え	○	
		照明器具の修理		○
		照明器具（市設置）の取替え	○	
		照明器具の電球・蛍光管・グローランプの取替え		○
		照明器具のシーリング・コード・ソケットの修理及び取替え		○
		スイッチ・同プレートの修理及び取替え		○
		コンセント・アース端子・同プレートの修理及び取替え		○
		テレビ接続端子の修理及び取替え		○
		電話用プレートの修理及び取替え		○
		換気扇（ダクト式除く）の修理及び取替え		○
		換気扇（ダクト式）の修理		○
		換気扇（ダクト式）の取替え	○	

対象箇所		内容	市	入居者
設備	電気設備	換気扇フードの修理		○
		換気扇フードの取替え	○	
		火災報知器連動インターホン	○	
		電気温水器の修理（内部部品）及び取替え	○	
		電気温水器の修理（外部部品）及び取替え		○
		電気温水器の修理（リモコン修理・取替え含む）		○
		電気温水器の取替え	○	
	ガス設備	配管の塗装及び交換	○	
		ガスコック・ガスホースの修理及び取替え		○
		ガス器具の点検、修理及び交換		○
	その他	集合郵便箱（扉・取手・蝶番類）の修理		○

別表②共同施設等の費用負担区分

対象箇所		内容	市	自治会
共同施設	集会所	別表第1に掲げるもの	—	—
	児童遊具	遊具・パーゴラの塗装、修理及び取替え	○	
		砂場の砂の補充	○	
		ベンチの修理及び取替え	○	
	植 栽	高木の管理及び剪定 ※高木は計画的に市で実施	○	
		中木の管理及び剪定		○
		低木の管理及び剪定		○
		除草		○
		芝生の整備		○
	共用設備	共同灯	共同灯（階段・廊下・外構）の電球・蛍光灯・水銀灯・スイッチの修理及び取替え	
共同灯（階段・廊下・外構）器具の修理				○
共同灯（階段・廊下・外構）器具の交換			○	
アンテナ		共同受信アンテナ施設の修理及び取替え	○	
		共同受信アンテナ支持金物の修理及び取替え	○	
給排水設備		給水ポンプ点検	○	
		受水槽・高架水槽の保守点検及び清掃	○	
		合併浄化槽の保守点検及び清掃		○
		建物の共用排水管の修理及び取替え	○	
		建物の共用排水管の清掃		○
		外構の柵・側溝の清掃		○
		共同水栓の修理		○
エレベーター		共同水栓の取替え	○	
		維持保全及び点検	○	
		かご内の清掃		○

